

山口 県教組	速報	2021年 5月6日(木)	職場で 回覧・掲示を
-----------	-----------	------------------	---------------

一律に指導案の提出を求めるものではない

今年度の学校訪問について、 義務教育課と県教組専従で交渉

以下についても確認！

- ・指導案提出を強要した校長・市町教委があれば指導する
- ・ねらいや中心発問等、授業メモ程度で構わない

<4月に義務教育課が市町教委へ発出した文書>

「学校訪問を活用した授業計画等の共有について」(抜粋)

そこで、義務教育課では、これまでの義務教育課の学校訪問を見つめ直し、学校訪問を「授業技術、授業準備、ICTの実践が見える化・共有する日」と位置付け、参観する授業の板書型指導案等の授業計画を準備していただくことにしました。これを契機に各学校の校内研修の活性化につなげるとともに、広く好事例の共有を図りたいと考えています。

- 【授業計画の内容(例)】
- ・ねらいや中心発問等、授業の流れが分かるもの
 - ・板書計画やICT活用のポイントが分かるもの

県教組は、4月26日、今回の文書発出について強く抗議し通知の撤回を求める要求書を提出しました。それを受けて、本日、義務教育課から、課長、副課長、教育調整監2名の計4名が来局し、11時～12時まで1時間に及ぶ交渉をおこないました。県教組からは、委員長、書記長の専従2名が参加しました。

県教組は、今回の通知は、学校訪問で一律に指導案の提出を求めるものであり、2015年度確定交渉における「学校訪問で一律に指導案の提出を求めているわけではないことを市町教委へ周知する」の県教委最終回答を一方的に破棄するものであり、多忙化・長時間過密労働解消に向けての業務削減にも逆行するものだと、きびしく撤回を要求しました。

義務教育課は、「2015年度の県教委最終回答は承知しており、学校訪問で一律に指導案の提出を求めているわけではない。ねらいや中心発問など、授業の流れが分かるメモ程度で構わない。教職員の意見を無視して一方的に指導案を強要するような市町教委や校長があれば、県教委からきちんと説明・指導したい」と回答しました。

指導案の押しつけは決して許されません！ 学校で問題があれば県教組まで連絡ください。 県教委は、勤務時間内に授業準備の時間が確保できるよう、業務削減こそやるべきです。授業・教育活動の充実には、校内での自由な学び合いや教え合いを大切にすべきです。

連絡先：山口県教職員組合 TEL 083-922-1214